

2 平成28年度県税税目別(課税標準、税率、納期限等)一覧

種別	県民税					事業税				
	個人	法人	利子割	配当割	株式等譲渡所得割	法人 (電気供給業、ガス供給業及び保険業)	外形標準課税対象法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(所得課税法人に限る。公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。))	法人 (左記以外の特別法人)	法人 (その他の法人)	個人
課税標準及び税率	所得割 均等割 4% 2,000円	法人税制 (1)(7) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (4) 保険業法に規定する相互会社 (7) 資本金の額又は出資金の額が1億円で、かつ、従業員の数が300人を超える法人 (2)(1)に掲げる法人以外の法人等 均等割 (1) 資本金等の額が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人を除く。以下(2)～(4)まで同じ。) 年額 840,000円 (2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額 567,000円 (3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額 136,500円 (4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 52,500円 (5) 前号に掲げる法人以外の法人等 年額 21,000円	支払を受けるべき利子等の額 5%	支払を受けるべき特定配当等の額 5% (平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間は3%)	特定株式等譲渡所得金額 5% (平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間は3%)	各事業年度の収入金額 0.9%	平成16年4月1日以後に開始した事業年度分について、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 年 400万円以下の所得金額 0.3% 年 400万円を超え、800万円以下の所得金額 0.5% 年 800万円を超える所得金額 0.7%	各事業年度の所得 年 400万円以下の所得金額 3.4% 年 400万円を超え、800万円以下の所得金額 4.6% 年 800万円を超える所得金額 5.1%	各事業年度の所得 年 400万円以下の所得金額 3.4% 年 400万円を超え、800万円以下の所得金額 5.1% 年 800万円を超える所得金額 6.7%	事業主控除額 年 290万円 白色申告者の事業専従者控除額 配偶者 86万円 配偶者以 50万円 (青色事業専従者については、適正給与額を必要経費とする。) 課税所得 第1種 5% 第2種 4% 第3種 5% (ただし、第3種のうち、あんま、マッサージ等については、3%)
納期限等	市町村税と同じ(通常、6月、8月、10月及び1月中において条例で定める)	法人税と同じ(公共法人等は4月30日)	利子等について利子額を徴収した日の属する月の翌日10日までに申告納入	特定配当等について配当割を徴収した日の属する月の翌月10日までに申告納入 ※源泉徴収口座へ受け入れている配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに申告納入	特定株式等譲渡所得金額について特定株式等譲渡所得割を徴収した日の属する年の翌年1月10日までに申告納入	事業年度終了日から2月以内に申告納付(ただし、中間申告納付にあっては事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>租税特別措置法第68条(特定の共同組合等の法人税率の特例)第1項の規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得のうち <ul style="list-style-type: none"> 年 400万円以下の金額…………… 3.4% 年 400万円を超え年10億円以下の金額…………… 4.6% 年 10億円を超える金額…………… 5.5% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得……………4.6% (所得のうち10億円を超える金額については、5.5%) </div>			第1期 8月20日～31日 第2期 11月20日～30日 随時分(通知書に定める期日)

